

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	総合福祉センターの施設使用料の減免決定(目的外使用の場合に限る。)		
根拠例規及び条項	多治見市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第5号)第19条		
所 管 部 課 名	福祉部 福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則(平成9年規則第26号)	
	基 準	多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則第3条、第4条の規定による。	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日 平成23年4月1日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7日程度(注:休日は含まない。)	
	内 訳	経由機関 日(機関名 ) 協議機関 日(機関名 ) 処分機関 7日	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日 平成23年4月1日
備 考			